

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、健康増進事業関連業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八千代市長

## 公表日

令和4年7月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項又は第19条の2並びに健康増進法施行規則第4条の2の規定に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査及び各種がん検診等を行う。 特定個人情報を下記の事務で取り扱う 健康診査等業務 健康相談業務 健康教育業務 訪問指導業務 各種がん検診業務(肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん) 肝炎ウイルス検診業務 骨粗鬆症検診業務 歯周疾患検診業務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査ファイル、がん検診ファイル、支援実施ファイル、健康教育ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8項 別表第二 102の2項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日)(内閣府/総務省/令第七号) 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10 (八千代市保健センター内) 八千代市役所 健康づくり課 047-483-4646(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	表紙 評価書名	健康増進事業関連業務に関わる事務 基礎項目評価書	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書	事後	名称変更のため、重要な変更 に該当しない
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康づくり課長 原 久見子	健康づくり課長 永井 成子	事後	人事異動に伴う変更のため、 重要な変更 に該当しない
平成29年7月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 情報管理課 情報公開室 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	事後	組織改正に伴う変更のため、 重要な変更 に該当しない
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 永井 成子	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「Ⅳ リスク対策」につ いて記載	事後	
令和2年7月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和2年7月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713(直通)	事後	請求先電話番号変更
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 健康づくり課 047-483-1151(代)	〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10 (八千代市保健センター内) 八千代市役所 健康づくり課 047-483-4646(直通)	事後	連絡先住所等の変更
令和3年11月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年11月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和4年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ② 事務の概要	健康増進法第17条第1項又は第19条の2並 びに健康増進法施行規則第4条の2の規定に 基づき、健康教育、健康相談、訪問指導及び健 康診査等を行う。	健康増進法第17条第1項又は第19条の2並 びに健康増進法施行規則第4条の2の規定に 基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、健康 診査及び各種がん検診等を行う。	事前	特定個人情報取扱業務の追 加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	健康診査等業務 健康相談業務 健康教育業務 訪問指導業務	健康診査等業務 健康相談業務 健康教育業務 訪問指導業務 各種がん検診業務(肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん) 肝炎ウイルス検診業務 骨粗鬆症検診業務 歯周疾患検診業務	事後	特定個人情報取扱業務の追加
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	-	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8項 別表第二 102の2項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日)(内閣府/総務省/令第七号) 第50条	事後	情報連携に係る法令上の根拠追加
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直し